十地改良区等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成31年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

土地改良区等検査規程(昭和54年岩手県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前

(趣旨)

(趣旨)

下「法」という。) 第132条第1項及び第133条(これらの規 定を法第84条において準用する場合を含む。)の規定に基づ き土地改良区、土地改良区連合及び法第95条第1項の規定に より数人共同して土地改良事業を行う者(以下「土地改良区 等」という。) に対して行う検査(以下「検査」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的)

第2条 検査は、土地改良区等に法令、法令に基づいてする行 第2条 検査は、土地改良区等に法令、法令に基づいてする行 政庁の処分、定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換 地計画及び交換分合計画を遵守させ、もってその健全かつ適 正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施行に資すること を目的として行うものとする。

(検査の種類等)

第3条 [略]

- [略]
- 3 特別検査は、特に必要がある場合及び法第133条の規定に よる検査の請求があった場合に行う。

(検査結果の報告等)

第13条 [略]

- [略]
- 3 法第133条の規定により検査を行ったときは、当該検査の 請求をした者に対し当該検査の結果を文書をもって通知する ものとする。

別記様式(第7条関係)

[略]

「略]

上記の者は、土地改良法第132条第1項及び第133条(これらの規定を同法第84条において準用する場合を含む 。) の規定による検査を行う検査員であることを証明す る。

第1条 この訓令は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以│第1条 この訓令は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以 下「法」という。) 第132条第1項及び第133条第1項(これ らの規定を法第84条において準用する場合を含む。)の規定 に基づき土地改良区、土地改良区連合及び法第95条第1項の 規定により数人共同して土地改良事業を行う者(以下「土地 改良区等」という。) に対して行う検査(以下「検査」とい う。) に関し必要な事項を定めるものとする。

改正後

(検査の目的)

政庁の処分、定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改 良事業計画、換地計画及び交換分合計画を遵守させ、もって その健全かつ適正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施 行に資することを目的として行うものとする。

(検査の種類等)

第3条 [略]

- [略]
- 3 特別検査は、特に必要がある場合及び法第133条第1項の 規定による検査の請求があった場合に行う。

(検査結果の報告等)

第13条 「略]

- [略]
- 3 法第133条第1項の規定により検査を行ったときは、当該 検査の請求をした者に対し当該検査の結果を文書をもって通 知するものとする。

別記様式(第7条関係)

[略]

「略]

上記の者は、土地改良法第132条第1項及び第133条第 1項(これらの規定を同法第84条において準用する場合 を含む。) の規定による検査を行う検査員であることを 証明する。

[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。